入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和８年９月９日
国立研究開発法人
国立がん研究センター理事長
間野　博行
◎調達機関番号　819　◎所在地番号　12
１　掲載日　令和８年６月17日（号外政府調達第110号・14ページ）
２　訂正内容　「(再公告）一般Ｘ線撮影装置一式」について、１⑷中、「令和９年２月28日」を「令和９年３月31日」に、３⑷中、「令和８年８月31日（金）11時00分～」を「令和８年９月18日（金）10時15分～」に、５⑷中、「February 28, 2027」を「March 31, 2027」にそれぞれ訂正します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和８年９月９日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
東京支社長　杉井　淳一
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
１　掲載日　令和８年７月16日（号外政府調達第131号）
２　訂正内容　21ページ３段32行目、33行目「令和８年９月11日（金）」を「令和８年10月９日（金）」に、21ページ４段２行目、３行目「令和８年９月11日（金）」を「令和８年10月９日（金）」に、21ページ４段８行目「令和８年９月11日（金）」を「令和８年10月９日（金）」に、21ページ４段13行目「令和８年９月11日（金）」を「令和８年10月９日（金）」に、22ページ１段41行目、42行目「September 11th」を「October 9th」に訂正します。

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。
令和８年９月９日
支出負担行為担当官
高松国税局総務部次長　佐藤　壱朗
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　37
令和８年８月14日付（号外政府調達第150号）の６ページ１段30行目掲載の入札公告「確定申告電話相談センター」電話応対等委託業務を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年９月９日
国立大学法人名古屋工業大学
契約担当役　小湊　啓一
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23
○第１号
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名古屋工業大学（御器所）ライフライン再生（特高受変電設備）工事
⑶　工事場所　名古屋市昭和区御器所町（御器所団地構内）
⑷　工事内容　本工事は、御器所団地構内の特高受変電設備及び配電設備、中央監視制御設備（電力）の更新を行うものである。
⑸　工期　契約締結日の翌日から2029年11月30日（金）まで
⑹　使用する主要な資機材　特高受変電設備１式（特高変圧器３台、高圧配電盤他）、中央監視制御設備一式、高圧・低圧・制御ケーブル一式
⑺　本工事は、工事施工について、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページの電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事においては、監理技術者の専任配置の特例を認め、その取扱いは入札説明書による。
２　競争参加資格
⑴　国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
⑵　文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点以上であること。
⑶　2011年度以降に、元請として、完成・引渡しが完了した次の要件を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・特高受変電設備（22,000Ｖ以上）の新設、更新又は改修工事（特高変圧器の更新もしくは増設を含む）を施工した実績を有すること。
⑷　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号」という。）の配置を行う場合は、監理技術者を専任特例２号と読み替えて適用し、建設業法第26条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐するもの（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置しなければならない。
①　監理技術者にあっては、１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。
・技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門とするものに合格した者）
・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者
監理技術者補佐にあっては、１級電気工事施工管理技士補又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。
・１級電気工事施工管理技士
・技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門とするものに合格した者）
・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者
②　配置予定の監理技術者が、2011年度以降に、上記⑶に掲げる工事の経験を有すること。経常建設共同企業体にあっては、１者の監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の監理技術者又は監理技術者補佐にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。なお、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑤　経常建設共同企業体については、代表者以外の構成員については、上記⑷①に定める国家資格を有する監理技術者を専任で配置できること。
⑸　申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく東海・北陸地域を含む指名停止を受けていないこと。